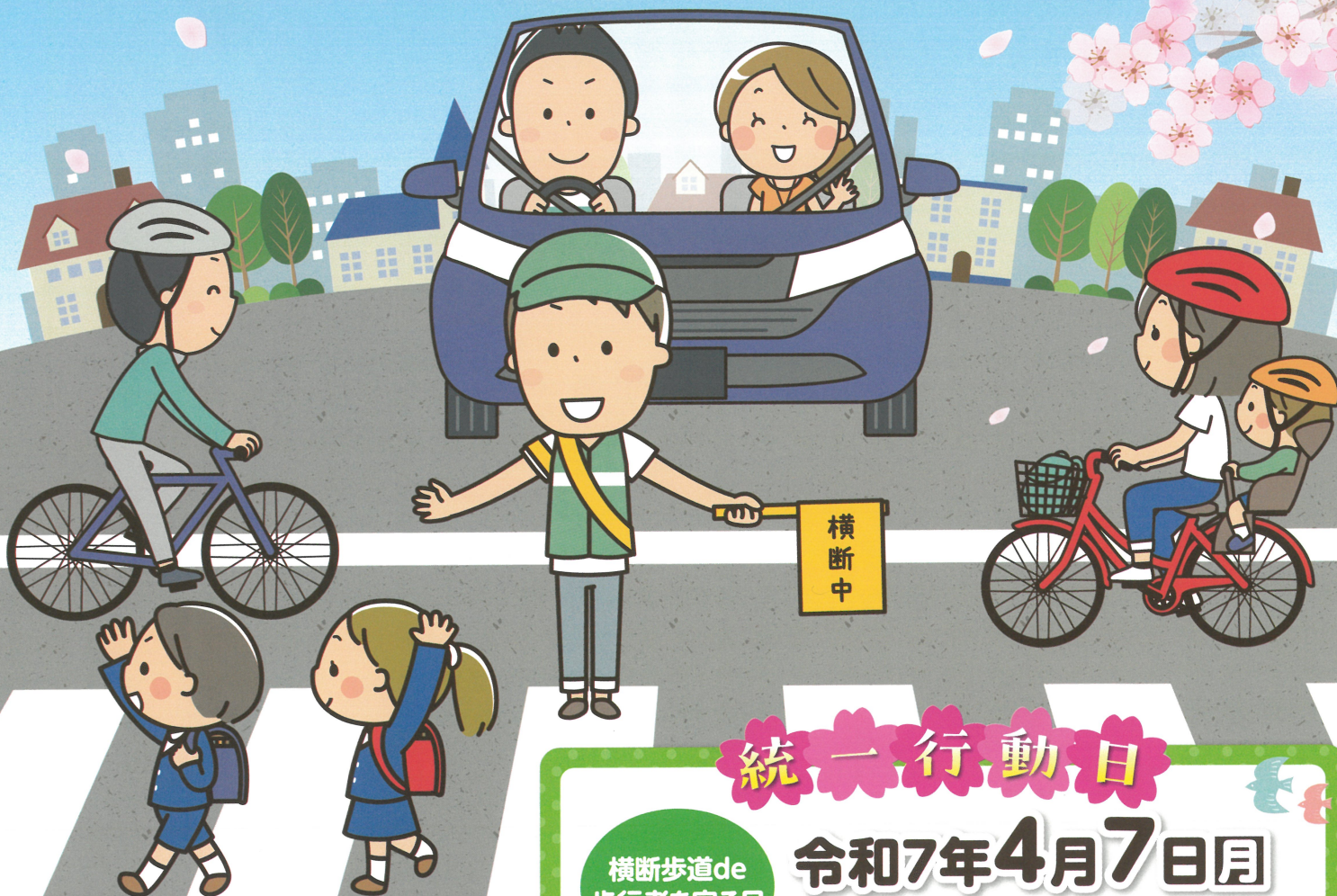




4月10日は **交通事故死ゼロを目指す日** です!

交通安全県民運動

令和7年4月6日(日)～4月15日(火)



統一行動日

横断歩道de
歩行者を守る日

令和7年4月7日月

各機関・団体が、交差点等の街頭において一斉に
交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日です。

運動の重点と取組み

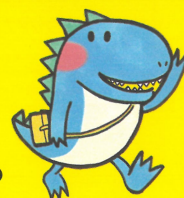
1. こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
2. 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
3. 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

福井県交通対策協議会 福井県・福井県警察・福井県教育委員会・県内各市町

横断歩道&歩行者deSTOP!

横断歩道での「歩行者優先」はマナーではなく、ルールです。

信号機のない横断歩道で渡ろうとする人がいたら、車は赤信号と同じように停止しなければなりません。



トマレックス



自転車を利用するみなさまへ



自転車のルール、ひとつでも◎と思ったら大間違いです!

- Q1. どちらかというと歩行者と同じ?
- Q2. 一時停止をしなくても大丈夫?
- Q3. 歩道を爆走してもいい?
- Q4. 車道であれば、どこを通行しても大丈夫?
- Q5. 歩行者がいても横断歩道を通行しても大丈夫?



知ってますか
守ってますか

自転車安全利用 五則^①で事故防止



車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区分がある道路では、車道通行が原則です。左端を通行しましょう。

「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合などは、普通自転車は歩道を通行することができます。



普通自転車歩道通行可

歩道を通行できる場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で通行しましょう。



交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は必ず守り、渡る時は安全を確認しましょう。

一時停止のある交差点では必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。



夜間は、ライトを点灯

反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



飲酒運転は禁止

飲酒運転をした場合には、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金です。



ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、事故の被害を軽減させるため、自転車用ヘルメットをかぶりましょう。児童・幼児を保護する責任のある人は自転車用ヘルメットをかぶらせましょう。



「ながらスマホ」は絶対にやめましょう

「ながらスマホ」による交通事故があとを絶ちません。死亡事故などの重大な事故にもつながりかねない危険な行為ですので絶対にやめましょう!



▲詳しくはこちら

自転車保険に加入しましょう

『福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例』により、自転車を利用する場合は、事故に備え自転車保険用^②に加入する必要があります。



▲詳しくはこちら